県営建設工事の請負契約に係る入札及び契約に関する情報の公表要領

（平成１３年５月１５日
総務第１９５号）

〔沿革〕平成13年5月15日付け総務第195号制定、平成15年1月31日付け総務第1115号一部改正、平成15年12月22日付け総務第938号一部改正、平成17年5月30日付け総務第215号一部改正、平成19年6月22日付け総務第320号一部改正、平成21年1月19日付け総務第933号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1261号一部改正、平成22年7月28日付け総務第165号一部改正、平成23年6月29日付け総務第63号一部改正、平成24年2月16日付け総務第264号一部改正、平成25年3月26日付け総務第347号一部改正、令和3年3月8日付け出総第340号一部改正、令和5年3月30日付け出総第365号一部改正、令和7年3月27日付け出総第277号一部改正、令和7年8月28日付け出総第95号一部改正

（趣旨）

第１　この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、県営建設工事における入札及び契約に係る情報の公表について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　工事　県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 56 年岩手県告示第 412 号。以下「規程」という。）第２条第１号に規定する県営建設工事をいう。

（２）　条件付一般競争入札　規程第２条第２号に規定する条件付一般競争入札をいう。

（３）　一般競争入札実施要領　特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札実施要領（平成 19 年６月 22 日付け総務第 318 号）をいう。

（４）　競争入札実施要綱　県営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱（平成 19 年６月６日付け総務第 232 号）をいう。

（５）　入札参加資格の設定基準　条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準（平成 19 年６月６日付け総務第 234 号）をいう。

（６）　低入札価格調査事務処理要領　低入札価格調査制度に関する事務処理要領（平成 15 年１月 28 日付け総務第 1100 号）をいう。

（７）　低入札価格調査事務処理細則　低入札価格調査制度の実施に関する事務処理細則（平成 15 年１月 28 日付け総務第 1101 号）をいう。

（公表の対象）

第３　入札の執行又は随意契約に係る見積書の徴収を行った設計額が 400 万円を超える工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって県の行為を秘密にする必要があるものを除く。）について公表を行うものとする。

（公表の内容）

第４　公表は、次に掲げる事項とする。

（1） 毎年度、当該年度の工事の発注の見通しに関する事項で次に掲げる事項

ア 工事の名称、場所、期間、工事種別及び概要

イ 入札及び契約の方法

ウ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

（2） 毎年度、当該年度の工事の入札結果の統計に関する事項で次に掲げる事項 業種、地域等の区分による件数、予定価格、契約額及び平均落札率

（3） 一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。）を執行した場合における入札過程及び結果に関する事項で次に掲げる事項

ア 入札参加資格の設定基準によらず入札参加資格を設定した場合における当該理由

イ 入札参加資格の設定基準第５の規定による発注等級の特例（発注等級の格上げ）により、業種・等級別区分の設定を行った場合における当該理由

ウ 一般競争入札実施要領第８の規定による入札参加資格の確認又は条件付一般競争入札実施要領（平成 19 年６月６日付け総務第 233 号）第 11 の規定による基本的事項の確認（以下「事前確認」という。）の結果、入札参加資格があると認めた者の商号又は名称

エ 事前確認の結果、入札参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由

オ 一般競争入札実施要領第 20 及び第 21 の規定による入札参加資格の審査及び確認又は条件付一般競争入札実施要領第 19 の規定による入札参加資格の審査及び確認（以下「事後審査」という。）の結果、入札参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由

カ 入札者名及び各入札者の入札金額

キ 落札者名及び落札金額

ク 低入札価格調査事務処理要領の規定により、調査を行った場合における当該調査の概要

ケ 総合評価落札方式とした場合における次の事項

（ア） 総合評価落札方式の具体的な評価基準

（イ） 総合評価の審査結果

コ 予定価格、予定価格の作成に用いた設計金額の積算内訳及び調査基準価格

（4） 指名競争入札を執行した場合における入札過程及び結果に関する事項で次に掲げる事項

ア 指名競争入札に付した根拠及び理由

イ 指名を行った者の商号又は名称及び指名理由

ウ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額

エ 落札者名及び落札金額

オ 低入札価格調査事務処理要領の規定により、調査を行った場合における当該調査の概要

カ 予定価格、予定価格の作成に用いた設計金額の積算内訳及び調査基準価格

（5） 随意契約によることとした場合における過程及び結果に関する事項で次に掲げる事項

ア 随意契約に付した根拠及び理由

イ 契約の相手方の商号又は名称

ウ 契約の相手方を選定した理由

エ 契約金額

オ 予定価格及び予定価格の作成に用いた設計金額の積算内訳

（6） 契約を締結した場合における契約の内容で次に掲げる事項

ア　契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ　工事の名称、場所、工事種別及び概要

ウ　工事着手の時期及び工事完成の時期

エ　契約金額

（７）　金額の変更を伴う契約変更を行った場合においては、第６号イからエに掲げる事項及び変更理由

（公表の時期及び方法）

第５　第４により公表する事項については、次に掲げるところにより遅滞なく公表を行うものとする。

（１）　第１号に掲げる事項　４月１日（当該日において予算が成立していない場合は、予算成立の日）以降、公表するものとする。

なお、７月１日、10 月１日及び１月 20 日を目途として公表した事項を見直し、変更がある場合は当該変更事項について公表を行うものとする。

（２）　第２号に掲げる事項　年２回（概ね１月及び７月）公表するものとし、当該年度分については、１月は４月から９月までの入札執行分を、７月は４月から３月までの入札執行分をそれぞれ公表するものとする。

（３）　第３号に掲げる事項　落札決定後に公表するものとする。ただし、コのうち設計金額の積算内訳については、契約締結後に公表するものとする。

（４）　第４号に掲げる事項　落札決定後に公表するものとする。ただし、カのうち設計金額の積算内訳については、契約締結後に公表するものとする。

（５）　第５号に掲げる事項　契約締結後に公表するものとする。

（６）　第６号及び第７号に掲げる事項　契約締結後に公表するものとする。

２　前項各号による公表については、次に掲げる方法により行うものとする。

（１）　第１号及び第２号に掲げる事項については、別に定める様式により公表を行うものとする。

（２）　第３号に掲げる事項については、工事ごとに次に掲げる書面を閲覧に供するものとする。

ア　入札参加資格設定理由書（様式第１号）

イ　発注等級の特例（格上げ）設定理由書（様式第２号）

ウ　入札書提出前の入札参加資格確認結果通知書（岩手県電子入札システムに備え付けられている書式等）の写し

エ　開札後の入札参加資格確認結果（資格不適格）通知書（一般競争入札実施要領様式第６号）又は条件付一般競争入札参加資格要件不適格通知書（条件付一般競争入札実施要領様式第 10 号）の写し

オ　入札調書の写し

カ　第３号クの調査を行った場合にあっては、数値的判断基準による判定表（低入札価格調査事務処理細則別紙３）及び低入札価格調査票（低入札価格調査事務処理要領様式第 21 号）の写し

ただし、情報公開条例（平成 10 年 12 月 11 日条例第 49 号）第７条第１項各号に掲げる情報及び様式第 21 号付表は非公表とする。

キ　総合評価落札方式（標準型）の具体的な評価基準（様式第３－１号）

ク　総合評価落札方式（簡易型）の具体的な評価基準（様式第３－２号）
ケ　総合評価落札方式（高度技術提案型）の具体的な評価基準（様式第３－３号）
コ　総合評価落札方式（高度技術提案型）の改善過程について（様式第３－４号）
サ　別紙の基準により公表を行う設計金額の積算内訳書

（３）　第４号に掲げる事項については、工事ごとに次に掲げる書面を閲覧に供するものとする。
ア　指名競争入札に付する理由書（様式第４号）
イ　指名競争入札通知書（「指名競争入札通知業者一覧」添付）
ウ　入札調書の写し
エ　別紙の基準により公表を行う設計金額の積算内訳書

（４）　第５号に掲げる事項については、工事ごとに次に掲げる書面を閲覧に供するものとする。
ア　契約の相手方、契約金額及び予定価格を記載した見積り合せ調書等の写し
イ　別紙の基準により公表を行う設計金額の積算内訳
ウ　随意契約理由書（競争入札実施要綱様式第２号）の写し
エ　岩手県営建設工事請負契約書（別記、附属条件、特記仕様書及び設計図書等を除く。）の写し
オ　変更契約を行った場合にあっては、建設工事請負契約変更請書又は変更契約書（特記仕様書及び設計図書等を除く。）の写し及び設計金額の積算内訳並びに契約変更理由書（様式第５号）

（５）　第６号に掲げる事項については、工事ごとに次に掲げる書面を閲覧に供するものとする。
ア　岩手県営建設工事請負契約書（別記、附属条件、特記仕様書及び設計図書等を除く。）の写し
イ　変更契約を行った場合にあっては、建設工事請負契約変更請書又は変更契約書（特記仕様書及び設計図書等を除く。）の写し及び設計金額の積算内訳並びに契約変更理由書（様式第５号）

（公表期間）

第６　公表する内容を記載した書面は、次により閲覧に供するものとする。

（１）　第４第１号に掲げる事項については、公表した日の翌日から起算して１年間が経過する日まで閲覧に供するものとする。

（２）　第４第２号に掲げる事項については、公表した日の翌日から起算して３年間が経過する日まで閲覧に供するものとする。

（３）　第４第３号から第７号までに掲げる事項については、入札を執行した日（随意契約によることとした場合は契約締結の日）の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

附　則（平成 13 年５月 15 日付け総務第 195 号）

この要領は平成 13 年４月１日以降に入札又は随意契約の手続に着手する工事から適用する。

附　則（平成 15 年１月 31 日付け総務第 1115 号）

１　改正後の要領は、施行の日から適用する。

２　平成 15 年１月 31 日以前に入札公告を行った工事に対する第２第６号、第５第２項第２号ウに定める事項については、なお従前の例による。

附　則（平成 15 年 12 月 22 日付け総務第 938 号）

改正後の要領は、平成 16 年１月５日から適用する。

附　則（平成 17 年５月 30 日付け総務第 215 号）

改正後の要領は、平成 17 年６月１日から適用する。

附　則（平成 19 年６月 22 日付け総務第 320 号）

改正後の要領は、平成 19 年７月１日から適用する。

附　則（平成 21 年１月 19 日付け総務第 933 号）

改正後の要領は、平成 21 年２月１日から適用する。

附　則（平成 21 年３月 30 日付け総務第 1261 号）

改正後の要領は、平成 21 年４月１日から適用する。

附　則（平成 22 年７月 28 日付け総務第 165 号）

改正後の要領は、平成 22 年８月１日以後に公告を行う工事から適用する。

附　則（平成 23 年６月 29 日付け総務第 63 号）

改正後の要領は、平成 23 年７月１日以後に公告を行う工事から適用する。

附　則（平成 24 年２月 16 日付け総務第 264 号）

改正後の要領は、平成 24 年３月１日以後に公告を行う工事から適用する。

附　則（平成 25 年３月 26 日付け総務第 347 号）

改正後の要領は、平成 25 年４月１日以後に公告を行う工事から適用する。

附　則（令和３年３月８日付け出総第 340 号）

改正後の要領は、令和３年４月１日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附　則（令和５年３月 30 日付け出総第 365 号）

改正後の要領は、令和５年４月１日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附　則（令和７年３月 27 日付け出総第 277 号）

改正後の要領は、令和７年４月１日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附　則（令和７年８月 28 日付け出総第 95 号）

改正後の要領は、令和７年 10 月１日以後に入札公告を行う工事から適用する。

別紙

予定価格の作成に用いた設計金額の積算内訳の公表内容

１　公表の内容

次に掲げる積算内訳の資料を公表するものとする。

（１）　実施工事設計書　表紙となるものであり、次の項目について記載されているものであること。なお、名称は特に問わないものである。

ア　工事名

イ　施工場所

ウ　工事内容（主工種、工期及び工事概要）

エ　工事所管課名

オ　設計金額

（２）　本工事費内訳書

工種別の内訳等を記載したものであり、次の内容を含むものであること。なお、名称は特に問わないものである。

ア　工事区分、工種及び種別等について、それぞれの単位、数量及び金額

イ　消費税及び地方消費税相当額及び工事費計は記載しないことができる。

（３）　予定価格に占める法定福利費概算額（「法定福利費の適切な支払いのための取組」の対象工事に限る。）

予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額であること。なお、名称は特に問わないものである。

（４）　その他

ア　（２）について公表する場合の記載内容（工事区分、工種、種別、細別及び規格等のレベル）については、特に基準を設けないこととし、設計図書として閲覧を行ったものと同様の様式により公表を行うものとする。

イ　（２）により難い場合にあっては、数量を記載せず、単位及び数量を一式として公表することができるものとする。

２　公表内容の例示

１に記載した事項について、次の例を参考とすること。

（１）　土木系工事にあっては、設計図書として閲覧を行ったもののうち、単価表に該当する個所を除いた部分

（２）　営繕系工事にあっては、設計図書として閲覧を行ったもののうち、（１）に相当する部分並びに工事内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書及び中科目別内訳書